

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(別府税務署長)

平成22年10月12日棄却・確定

(第一審・大分地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年7月6日判決、本資料259号-126・順号11239)

判 決

控訴人兼附帯被控訴人(以下「控訴人」という。)

国

同代表者法務大臣	柳田 稔
同指定代理人	早崎 裕子
同	戸上 吉幸
同	坪田 圭介
処分行政庁	別府税務署長 本藤 修一
同指定代理人	丸山 京一郎
同	林 俊生
同	池川 雅昭
同	濱田 和隆
同	井手上 秀文

被控訴人兼附帯控訴人(以下「被控訴人」という。)

甲

同訴訟代理人弁護士	山本 洋一郎
同	水野 武夫
同	能瀬 敏文
同	山本 英幸
同	渡辺 耕太
同	井田 雅貴
同	松尾 康利
同	河野 聡
同	内田 精治
同	安部 茂
同	森脇 宏
同	河野 悟
同	田中 朋子
同	菅野 直樹
同	生野 誉士
同	武田 光正

同補佐人	梶原 康弘
同	小野 弘雅
同	亀井 康喜
同	幸松 慎太郎
同	泉 比呂志
同	若杉 裕二
同	安東 秀典
同	新宅 義憲
同	福田 幸徳
同	立花 賢治
同	瀬山 美恵
同	池田 亜希子
同	姫野 慶子

主 文

- 1 本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の、附帯控訴費用は被控訴人の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

3 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 処分行政庁が平成17年3月2日付けで被控訴人に対してした被控訴人の平成13年分の所得税にかかる更正処分のうち、総所得額2227万7041円、納付すべき税額398万2000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも控訴人の負担とする。

4 附帯控訴の趣旨に対する答弁

- (1) 本件附帯控訴を棄却する。
- (2) 附帯控訴費用は被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決の「第2 事案の概要」欄に記載（1頁21行目から8頁15行目まで。なお、別紙「平成13年分の所得税の修正申告書B」を含む。）のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決1頁末行の「請求の趣旨」を「附帯控訴の趣旨(2)」と改め、3頁8・9行目、21行目及び24行目の各「付けで」をいずれも削除し、14行目の「弁護士費用」の次に「及び訴訟費用」を、19行目の「乙4」の次に「、8」をそれぞれ加える。
- 2 同4頁初行の「(乙7、8)。」の次に「被控訴人は、同月28日、上記裁決書謄本を受領した(弁論の全趣旨)。」を、16行目の「所得税法」の次に「(平成18年6月21日法律第80号による改正前のもの。以下「所得税法」という。)」を、同行の「同法施行令(」の次に「平成22年3月31日政令第50号による改正前のもの。」を、25行目の「されていること、」の次に「同答申は、損害賠償金を非課税所得とするか否かの判断基準は、上記のように、損害の発生が「相手の合意をえない予想されない災害であったかどうか」によるべきであるという観点から、物的損害に対する補償について、①「不法行為その他の突発事故によるもの」と、②「契約又は收容等の行政処分等①以外の事由によるもの」に分類し、①については、「まさしく災害による損失」として、原則非課税としているのであり、同答申が、不法行為はすべて「突発的な事故」に含まれるという趣旨であるとは解されないこと、」をそれぞれ加える。
- 3 同5頁4行目末尾の次に「また、「突発的な事故」が「不法行為」を包摂する、より広い概念であるというのは、所得税法9条1項16号の文理に照らしても根拠がない。」を、9行目の「基づかない」の次に「もので、被害者が損害発生の危険性を予測できない」をそれぞれ加え、10行目の次に改行して次のとおり加える。

「また、法施行令30条2号の「不法行為その他突発的な事故」という文言だけを見ると、「突発的な事故」と「不法行為」は並列の関係にあると解することも考えられるが、そのような解釈は、上位規範である所得税法9条1項16号の委任の趣旨に反するものであるから、妥当でない。それに、契約の不履行による損害を被ったものが加害者に損害賠償を求める場合、債務不履行に基づく損害賠償請求を選択すれば受け取った金銭は課税所得となり、不法行為に基づく損害賠償請求を選択すれば非課税所得となるというのも、不合理である。」
- 4 同5頁20行目の「イ」の次に「本件和解金の性質は、不法行為による損害賠償金(トウモロコシ、粗糖及びゴムの先物取引において生じた売買差損、取引所税、手数料、消費税及び弁護士費用の補てん)並びに遅延損害金である。そして、」を、22行目末尾の次に「また、遅延損害金に該当する部分は、損害賠償金に附帯して発生する遅延利息に相当するものであり、法的性質は履行遅滞による損害賠償であるとしても、実質的には元金の使用の対価である利息と異ならない。この履行が遅滞したことによる損害は、時間の経過による損害、すなわち、その間当該金員を運用する機会を喪失したことによる損害であって、資産に加えられた損害ではない。したがって、非課税所得に該当する損害賠償金を取得した者が、これを原資として運用し、一定期間経過後に利益を得た場合は、当該運用益が課税対象となることと比較しても、非課税所得に該当する損害賠償金に対する遅延損害金を課税対象とすることは、何ら不合理ではない。」をそれぞれ加える。
- 5 同6頁13行目末尾の次に「すなわち、不法行為による損害賠償金のうち、「得べかりし利益に対する損害賠償」に該当しない賠償金は、本来、その不法行為の時に支払われるべきもので、その時以降その履行が遅延すること自体が損害であって、それ自体が利得を生ずるものでない。また、遅延損害金に対応する弁護士費用も非課税となる。」を加え、23行目の「変わる」を「代わる」と改める。
- 6 同7頁2行目末尾の次に「また、商品先物取引は、収益を目的とすることが明らかであるから、

その資金に充てる金銭等が生活用資産に該当しないことは明白である。仮に、本件先物取引の原資が元々は生活用資産であったとしても、一旦商品先物取引の資金に充てられた以上、その金銭の性質は業務用資産に転換するというべきである。」を加える。

7 同7頁23行目の次に改行して次のとおり加える。

「ウ 本件における弁護士費用は、直接的には、被控訴人がAらの不法行為によって被った損害に対する賠償金を得るために要した費用であって、遅延損害金は、その損害賠償金を得る過程で付随的に生じた利息と同様の性質のものである。したがって、弁護士費用については、その全額が損害賠償金部分を得るために要した費用になると解すべきである。

また、本件和解金のうち損害賠償金に相当する部分は、弁護士費用相当分を除くと、本件先物取引に係る売買差損、手数料、取引所税及び消費税により生じた損害の賠償金であるところ、これらは、過年分（平成9年分及び同10年分）の所得計算上、所得の減算要因として考慮されている必要経費を補てんするものとなり、「損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額」（法施行令30条柱書括弧書）に該当することになるから、非課税とはならない。」

8 同8頁8行目末尾の次に「また、過年分において所得計算上必要経費に該当する金額は、仮にそれが実質的にはその年の所得計算上反映されなかったとしても、その年の必要経費としなければならぬ。」を加える。

第3 当裁判所の判断

当裁判所の認定判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」欄に記載（8頁17行目から16頁19行目まで。なお、別紙「平成13年分の所得税の修正申告書B」を含む。）のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決10頁4行目の「30条2号は、」の次に「課税所得を構成するか、あるいは非課税所得とすべきかという点の判断の基準は、その損害の発生が不可抗力ないし不可避的なものであったかどうかということよりも、むしろそれが突発的・偶発的、つまり相手の合意をえない予想されない災害であったかどうかというところに基準を置くほうが、常識的に妥当と思われる。」として、賠償金に対する課税の要否について、」を加え、末行の「の中に」から11頁初行の「含まれること」までを「が相手の合意を得ない予想されない損害であったかどうか」に基準を置くこと」と改める。

2 同11頁8行目の「以上によれば」から18行目末尾までを次のとおり改める。

「ところで、本件和解金の実質は、不法行為に基づく損害賠償金及び遅延損害金であるところ、前記前提事実及び証拠（甲2の1）によれば、本件先物取引は、Aの従業員らにおいて、被控訴人が最終的に多額の損失を被るかもしれない危険性を一顧だにせず、ひたすら取引の長期化及び大規模化を目指してAが徴収できる手数料を増やすことだけを念頭に置いて取引の勧誘を行ったものであり（売買差損6144万5348円に対し委託手数料2928万9400円であり、手数料比率は約47パーセントに及ぶ。）、専ら被控訴人の損失においてAの利益を追求したもので、社会通念上、全体として正常な取引を大きく逸脱したものであったことが認められる。そうであれば、商品先物取引が投機性を有するリスクの高い面があることを考慮しても、被控訴人において、予め認識していた損害発生危険性が現実化したものとはいえず、本件先物取引が正常な取引を逸脱した違法性を有するものであることは容易には予想し難いものであったといえる。そして、上記損害賠償金は、本件先物取引の売買差損等という形式を

取ってはいるものの、実質的には、上記のような、全体として正常な取引を大きく逸脱した勧誘行為により被控訴人の金銭等の資産に加えられた実損害の補てんを内容とするものであること、本件先物取引に関する大分地裁の前記判決では、被控訴人の損害額について7割5分の過失相殺がなされ、その限度では被控訴人の過失（本件先物取引が投機的な性格を有するもので、多額の損失を被る危険性があるのにこれを認識した上で取引を開始継続したこと等）が考慮されていること（甲2の1）に照らせば、被控訴人の損害は、本件和解金の限度においては、被控訴人の合意を得ない予想すべき範囲を超えているものといえるし、また、収益補償としての性格を有するものとも認め難い。したがって、Aらの本件先物取引における不法行為は「突発的な事故」に類するものであり、かつ、その損害が生活用資産に関しないものとしても、収益補償とはいえないから、その損害賠償金は、所得税法9条1項16号及び法施行令30条2号の規定する非課税所得に該当するといえるのであって、法施行令30条2号括弧書、94条1項柱書及び同項2号の規定する非課税所得の除外規定には該当しない。

他方、上記遅延損害金は、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得した損害賠償金ではなく、履行遅滞による損害賠償金であって、元金の使用による得べかりし利益の喪失、すなわち元金使用の対価としての性質を有するものであるから、所得税法9条1項16号及び法施行令30条2号の規定する非課税所得には該当しない。」

- 3 同11頁20行目の「展開するが、」から12頁12行目の「前記前提事実によれば、」までを「展開する。確かに、前記のとおり、所得税法9条1項16号及びこれを受けた法施行令30条2号の文言からすれば、すべての不法行為が非課税所得ということができないことを前提としても、」と、12頁12・13行目の「原告の合意に基づかない」を「前記のとおり、被控訴人の合意を得ない予想されない」とそれぞれ改め、13・14行目の「被告主張の解釈に依っても」を削除し、16行目の「展開するが、」の次に「前記のとおり、本件先物取引は、およそ正常な取引とはいえない難いものであって、売買差金をもって商品先物取引という業務の過程で生じたものであるとか、その終了に伴い取得されたものということとはできない。そして、」を加え、18行目冒頭の「生活用資産である」を削除する。
- 4 同13頁7行目の「遅延損害金は」の次に「、前記のとおり、損害賠償金そのものではなく、損害賠償金を運用したならば得られたであろう」を加え、14頁4行目の次に改行して次のとおり加える。

「この点、被控訴人の損害額は、売買差益や取引所税等の費用を積み上げて計算されてはいるが、本件和解金は実質的には被控訴人が本件先物取引によって被った実損害を補てんする損害賠償金の性格を有するものであるから、取引所税等の費用を償還するものとは解し難い。」
- 5 同14頁7行目の「後記5認定のとおり、その一部が」を「本件先物取引により生じた損害賠償金を得るために必要となった限度では、不法行為に基づく相当因果関係の範囲内の損害そのものとして、必要経費とはならないが、遅延損害金を得るために必要であった金額については、」と改め、9行目冒頭に「後記5説示のとおり、」を加え、10行目の「前記認定事実」を「前記前提事実」と、18行目の「により」を「すると、次のとおり、」とそれぞれ改め、20行目の次に改行して「150万円×(213万8663円÷1900万円)＝16万8841円(1円未満切捨て)」を加える。
- 6 同15頁19行目の「本件和解金額」から22行目の「結局」までを削除し、22行目の「1900万円から」の次に「大分地裁の認定した前記」を、末行及び16頁初行の各「弁護士費用」

の次にいずれも「及び訴訟費用」をそれぞれ加え、2行目の「により」を「すると、次のとおり、」と改め、同行の次に改行して「463万5300円×(213万8663円÷1900万円) = 52万1754円(1円未満切捨て)」を、13行目冒頭の「0円」の次に「((2114万1000円×0.37) - 249万円)」をそれぞれ加える。

第4 結論

以上のとおりであり、被控訴人の本件請求のうち、処分行政庁が平成17年3月2日付けで被控訴人に対してした平成13年分の所得税に係る更正処分(本件更正処分)のうち、総所得金額2406万2791円、納付すべき税額464万2800円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(本件賦課決定処分)のうち、6万6000円を超える部分の取消しを求める限度で理由があるから認容し、その余は不当として棄却すべきである。

よって、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴及び附帯控訴は理由がないから、いずれもこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 小山 邦和

裁判官 中園 浩一郎

裁判官 石原 直弥